

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案

1. 改正の理由

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の使用料の額および利用料金の上限額について、平成 21 年 4 月の改正以来、来年の 4 月で 5 年が経過し、適正な受益者負担をいただくことと、来年 4 月から消費税および地方消費税の税率が引き上げられることを踏まえて、見直しを行い、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県琵琶湖流域下水道条例(昭和 57 年滋賀県条例第 18 号)の一部を改正する。

2. 改正の概要

(1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定する。(別表関係)

主な施設の料金改定(詳細は別添:新旧対照表参照)

①【矢橋帰帆島公園】テニスコート

区 分		金額(現行)	金額(改定後)
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する 場合	休日等	1 面 2 時間につき 990 円	1 面 1 時間につき 500 円
その他の場合	休日等	1 面 2 時間につき 1,800 円	1 面 1 時間につき 920 円

②【苗鹿公園】テニスコート

区 分		金額(現行)	金額(改定後)
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する 場合	休日等	1 面 2 時間につき 460 円	1 面 1 時間につき 250 円
その他の場合	休日等	1 面 2 時間につき 920 円	1 面 1 時間につき 500 円

(2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(3) その他必要な規定の整理を行う。